

令和6年度

事業概要

愛知県東三河福祉相談センター



目 次

第1 東三河福祉相談センターの概要

1 管内の概要	1
2 管内の人口	2
3 沿革	3
4 組織及び事務分掌	4

第2 地域福祉課の事業

1 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員	5
(2) 行旅病人及び死亡人取扱費県費負担金	6

2 児童福祉

(1) 児童扶養手当関係事務	6
(2) 愛知県遺児手当関係事務	7

3 高齢者福祉

(1) 管内の介護保険事業の実施状況等	9
(2) 介護員養成研修事業者指定事務	10
(3) 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議	10

4 障害者（児）福祉

(1) 特別児童扶養手当関係事務	11
(2) 在宅重度障害者手当関係事務	12
(3) 心身障害者扶養共済制度関係事務	13
(4) 東三河南部障害保健福祉圏域会議	14

5 女性相談支援センター東三河駐在室	15
--------------------	----

第3 児童育成課の事業

1 児童相談所部門の概要

(1) 名称	16
(2) 所管区域	16
(3) 職員	16

2 業務の概要

(1) 業務内容	17
(2) 業務系統図	18

3 業務の実績

(1) 相談・指導等の状況	19
(2) 養護相談の状況	22
(3) 一時保護の状況	24
(4) 児童福祉施設等への入所状況	24
(5) 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況	25
(6) 療育手帳の交付状況	26

第4 障害者相談課の事業

1 障害者更生相談所部門の概要

2 業務の概要

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）	27
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定	28
(3) 補装具の要否判定	29
(4) 療育手帳の交付	29

(5) 相談支援	29
----------	----

3 業務の実施状況

(1) 身体障害者手帳の新規交付件数	30
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定件数	30
(3) 補装具の要否判定件数	30
(4) 療育手帳の交付件数	31
(5) 判定内容別件数	31

第1 東三河福祉相談センターの概要

1 管内の概要

愛知県東三河福祉相談センターの所管区域は、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の4市であり、令和6年4月1日現在の管内（4市）人口は681,957人と県の総人口の約9.1%を占めている。また、令和5年10月1日現在の管内の65歳以上の高齢者人口は187,944人であり、高齢化率（27.4%）は県平均（25.7%）より高い数値となっている。

管内の地勢は、愛知県東南部に位置し、背後に本宮山から遠望峰山・三ヶ根山に至る山々、弓張山系石巻山地に囲まれた三河湾に面する扇形地域及び太平洋に面する渥美半島からなり、山と海に囲まれた風光明媚な地域である。豊川の豊かな水と温暖な気候により近代的な農業が営まれ、花き、野菜、うずらなどの東三河地域（8市町村）の農業産出額は、全県の5割を占めるなど、全国有数の農業地帯を形成している。

また、首都圏と関西圏をつなぐ交通の大動脈の中心に位置し、東名高速道路、新東名高速道路などの道路網や、東海道新幹線、東海道本線、名古屋鉄道などの鉄道網が充実しており、名古屋南部や衣浦西部の臨海工業地帯、自動車産業の拠点地域である西三河地域、浜松市を始めとする遠州地域の工業地帯などにも近く、企業にとって魅力的な地域であり、自動車産業を始めとする輸送機器、機械金属、木材関連など各種の企業が進出し、三河港は自動車の輸出入基地として世界でもトップクラスの取扱量を誇っている。

行政の分野では、平成27年1月に東三河8市町村による「東三河広域連合」が設立され、行政事務の共同事務処理や広域連携事業など効率的で効果的な行政体制を目指した各種取組を進めている。平成30年度から介護保険事業の保険者が統合され、保健所や児童相談所などの事務権限の移譲に向けた調査研究も進められており、今後更なる広域的な取組みが期待されている。

【東三河福祉相談センター管内区域図】

【愛知県全図】



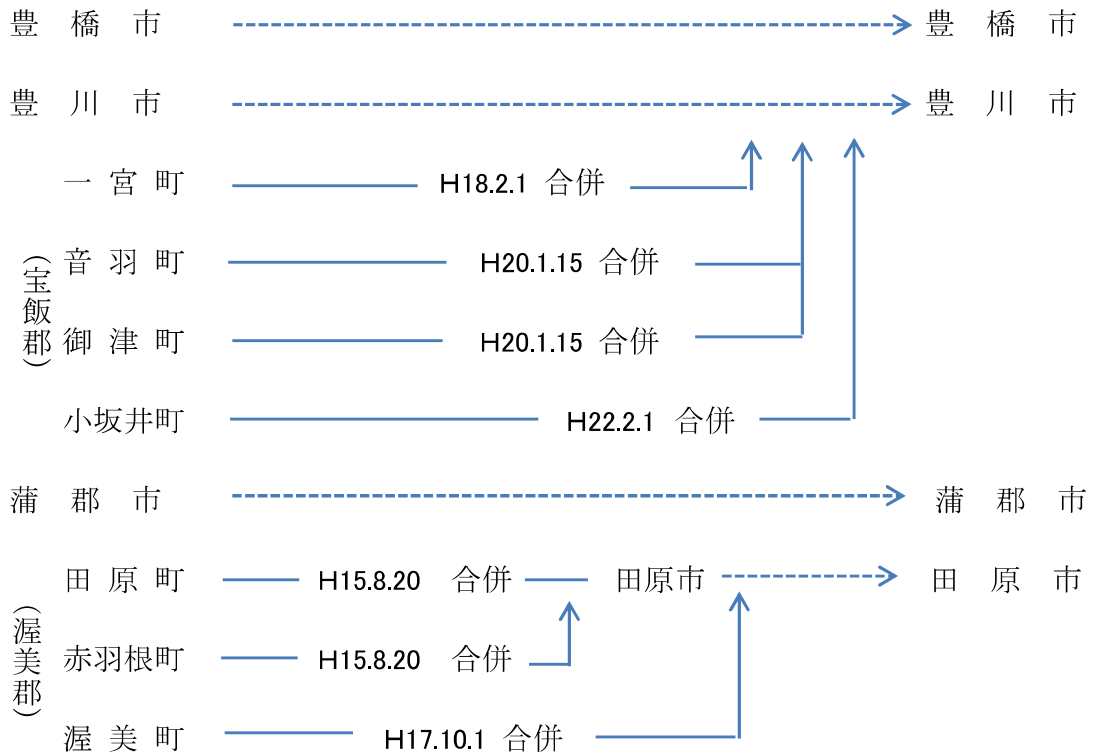
2 管内の人口

(令和6年4月1日現在)			(令和5年10月1日現在)					
区分	世帯	総人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
豊橋	世帯 155,075	人 363,441	人 45,443	% 12.4	人 221,783	% 60.7	人 98,120	% 26.9
豊川	75,882	183,947	24,146	13.1	111,073	60.3	49,026	26.6
蒲郡	31,673	77,680	8,914	11.4	45,554	58.4	23,507	30.1
田原	22,033	56,889	6,859	12.0	33,101	57.8	17,291	30.2
合計	284,663	681,957	85,362	12.5	411,511	60.1	187,944	27.4
愛知県	3,343,838	7,460,648	928,750	12.4	4,628,806	61.9	1,923,341	25.7

(注) 「世帯」と「総人口」は、令和6年4月1日現在。「年齢区分別人口」については、令和5年10月1日現在。

[出典]：県民文化局統計課「愛知県人口動向調査」（令和2年国勢調査結果（2020年10月1日現在）を基礎とした推計値）

[管内市町の変遷（平成の大合併）]

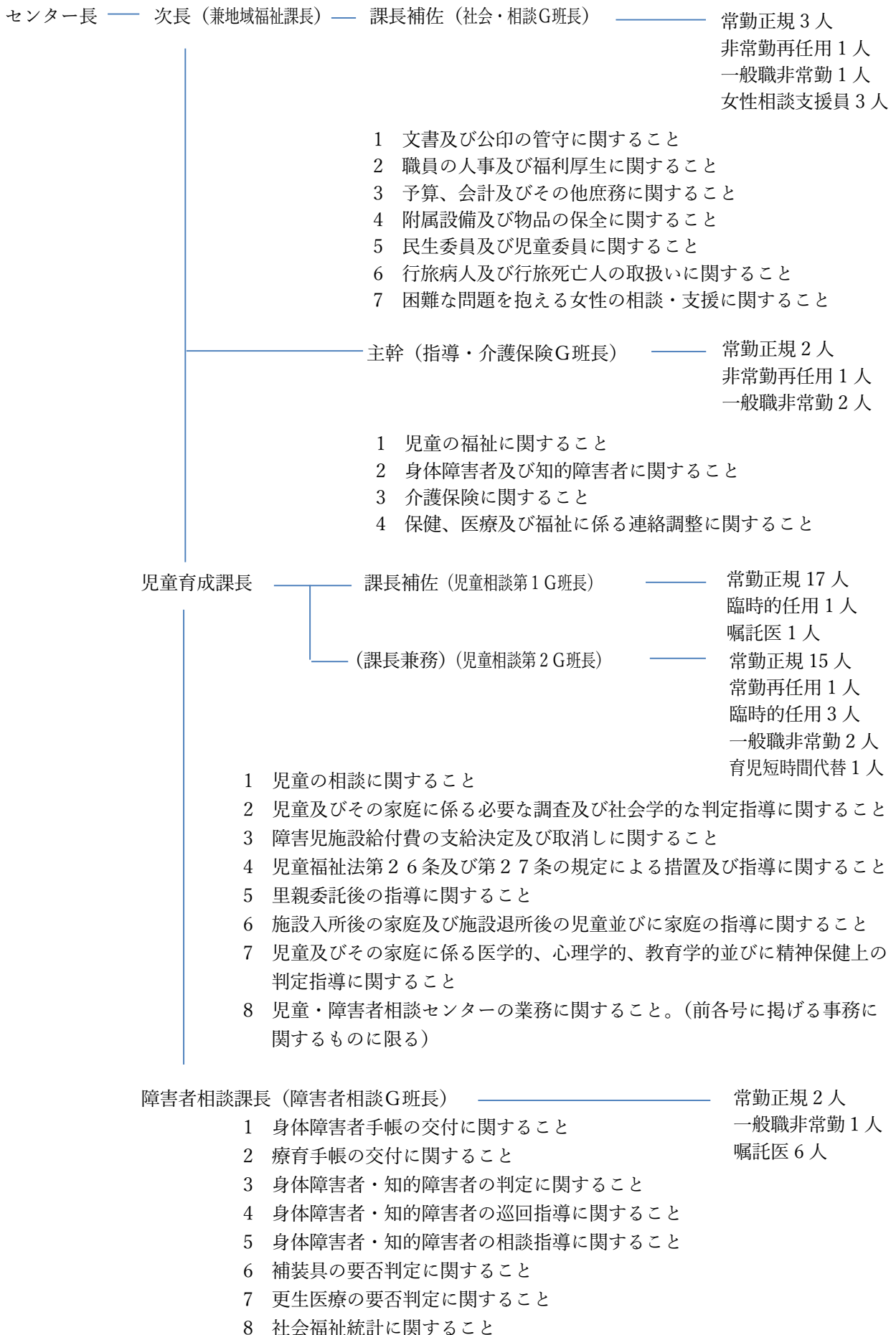


3 沿革

年月日	地域福祉課 (福祉事務所： H22.1.31 まで)	児童育成課 (児童相談所)	障害者相談課 (障害者更生相談所)
S23.6.30		豊橋地方児童相談所 設置 (豊橋市中八町)	
S25.6.		元宝飯地方事務所 豊橋 税務出張所内に移転	
S26.7.18		豊橋市東松山町に移転	
S27.5.27		豊橋児童相談所に 名称変更	
S28.11.1			身体障害者更生相談所 設置 (名古屋市)
S30.9.22		一時保護所を開設 (10名)	
S30.11.10	東三河事務所に民生課 設置 (豊橋市中八町)		
S33.8.16	移転 (現在地)		
S35.7.1			精神薄弱者更生相談所 設置 (名古屋市)
S43.3.30		豊橋市瓦町通に移転	
S47.4.1		一時保護所を廃止 (中央 児童相談所が集中管理)	
S52.5.1			心身障害者更生相談所 設置 (旧宝飯郡小坂井町)
H14.4.1	健康福祉課に名称変更	東三河児童・障害者相談センター 設置 (現在地) (児童相談所と障害者更生相談所の統合)	
H20.4.1	東三河福祉相談センター 設置 *センターの下に次の2つの行政機関を置く ・東三河福祉事務所 (福祉事務所) ・東三河児童・障害者相談センター (児童相談所、障害者更生相談所)		
H22.2.1	*管内町村がすべて市に移行したため、東三河福祉事務所は廃止		
H27.1.30	(東三河広域連合 設立)		

4 組織及び事務分掌

(令和6年4月1日現在)



第2 地域福祉課の事業

地域福祉課は、地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉に関する各種業務を行うほか、DV や困難な問題を抱える女性を相談支援する機能も担っている。

1 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する助言その他の援助などを行っている。

また、児童福祉法の規定により児童委員を兼ねており、児童福祉の向上のための活動も行っている。

児童委員は、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力業務など広範囲の任務を担っているが、児童委員活動のさらなる推進を図るため、主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、民生委員・児童委員の定数は、国の示す配置基準を参酌して、県の条例により市町村ごとに定められている。現在の任期は令和4年12月1日から3年間となっている。

ア 配置状況

(令和6年4月1日現在、単位：人)

市名	豊川市	蒲郡市	田原市
民生委員定数	302	137	117
主任児童委員定数	37	16	7
民生委員協議会数	17	8	3

(注) 民生委員は児童委員を兼ねる。主任児童委員数は再掲
豊橋市は中核市であるため除く

イ 民生委員協議会活動費交付金

民生委員協議会活動の進展を図るために要する経費として交付する。

(令和5年度)

民生委員定数1人当たり	3,311円
1民生委員協議会当たり	41,600円

(2) 行旅病人及び死亡人取扱費県費負担金

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、管内の各市が取り扱った行旅死亡人等の実費弁償に要する経費を県が負担することにより、円滑な行旅死亡人等の取り扱いを図る。

負担率：10/10（生活保護基準を適用）

<実施状況>

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	0 件	0 件	2 件
金 額	0 円	0 円	308,027 円

2 児童福祉

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童憲章（昭和26年宣言）の制定によってすべての児童を心身共に健全に育成し、愛護するという児童福祉の基本理念が確立されて以来、この理念を基調として各種の施策が進められている。

当センターでは、ひとり親家庭等への支援として遺児手当の支給に係る事務等を実施している。

(1) 児童扶養手当関係事務

<事業内容>

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

当センターでは認定等の事務はないが、管内4市の実地指導を隔年で実施している。

（事業開始：昭和36年度）

ア 支給要件

次のいずれかに該当する18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を監護している母及び監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 上記に準ずる児童

イ 所得制限の限度額

(令和6年4月1日現在)

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	全部支給	490千円	870千円	1,250千円	1,630千円	1人増す毎に380千円加算
	一部支給	1,920千円	2,300千円	2,680千円	3,060千円	同上
配偶者・扶養義務者		2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円	同上

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額(月額)

(令和6年度)

	全部支給者	一部支給停止者
児童1人	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人目の加算額	10,750円加算	10,740円～5,380円
児童3人目以上の加算額(1人につき)	6,450円加算	※6,440円～3,230円

(※) 令和6年11月分以降は児童2人目の加算額と同額予定

エ 支給時期

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

オ 費用負担割合

国1/3、県又は市2/3

<手当受給状況>

(令和6年3月31日現在、単位：人)

	受給者数	生別		死別	未婚	障害者	遺棄	DV保護	その他
		離婚	その他						
豊橋市	1,937 (1,998)	1,599 (1,637)	0 (0)	12 (15)	239 (245)	14 (20)	3 (4)	2 (1)	68 (76)
豊川市	1,043 (1,077)	871 (910)	0 (0)	2 (1)	127 (117)	18 (18)	2 (5)	0 (0)	23 (26)
蒲郡市	423 (411)	348 (336)	0 (1)	4 (5)	45 (49)	14 (10)	0 (0)	1 (0)	11 (10)
田原市	267 (291)	227 (246)	0 (0)	2 (4)	22 (24)	11 (10)	0 (0)	0 (0)	5 (7)
合計	3,670 (3,777)	3,045 (3,129)	0 (1)	20 (25)	433 (435)	57 (58)	5 (9)	3 (1)	107 (119)

※()は前年同期

(参考) 当センターの管内に町村がないため認定等の事務は行っていない。

(2) 愛知県遺児手当関係事務

<事業内容>

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。

(事業開始：昭和45年度) (所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

ア 支給要件

県内に住所があり、次のいずれかに該当する 18 歳以下(18 歳到達の年度の末日まで)の児童を監護、養育している者

- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が引き続き 1 年以上行方不明である児童
- ・ 父又は母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ その他上記に準ずる状態にある児童で知事が定めるもの

イ 所得制限の限度額

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
受給資格者	1,920 千円	2,300 千円	2,680 千円	3,060 千円	1 人増す毎に 380 千円加算
配偶者・扶養義務者	2,360 千円	2,740 千円	3,120 千円	3,500 千円	同上

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額 (月額)

(令和 6 年度)

支給開始後 1～3 年目	4,350 円
支給開始後 4～5 年目	2,175 円

エ 支給時期

年 6 回 (5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月)

オ 費用負担割合

県 10/10

<手当受給状況>

(令和 6 年 3 月 31 日現在、単位：人)

区 分	受給者数	要 件 別 内 訳							
		死別世帯	障害者世帯	生別母子等世帯			未婚の母子世帯	その他	重複
				遺棄	拘禁	離婚			
豊橋市	991 (1,069)	3 (7)	0 (0)	1 (3)	2 (1)	856 (913)	116 (128)	1 (1)	12 (16)
豊川市	521 (551)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	451 (477)	63 (61)	0 (0)	4 (9)
蒲郡市	224 (230)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	190 (196)	27 (28)	1 (0)	2 (2)
田原市	134 (149)	1 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	120 (127)	12 (15)	0 (0)	1 (2)
合 計	1,870 (1,999)	7 (11)	1 (4)	4 (7)	2 (2)	1,617 (1,713)	218 (232)	2 (1)	19 (29)

※ () は前年同期

3 高齢者福祉

高齢化の進展とともに介護を社会全体で支えることを目的として介護保険法が平成12年4月に施行され、本県では同法等に基づいて、生きがい対策、要保護老人対策、施設整備等各種の高齢者福祉の向上を図るため、「愛知県高齢者福祉保健医療計画」(平成12年3月第1期)を策定し、各種の施策を推進してきており、現在は、令和6年3月に策定した第9期計画に基づいて取組を進めている。

(1) 管内の介護保険事業の実施状況等

当センターでは、同計画に定める11の老人福祉圏域のうち東三河南部圏域の4市を所管しているが、圏域内の4市及び東三河北部圏域の4市町村は東三河広域連合として、平成30年4月から介護保険の保険者機能を統合して一つの保険者となったことから、以後、保険者指導は新城設楽福祉相談センターと合同で実施している。

ア 介護保険料

【第9期計画(令和6年度～令和8年度)の第1号被保険者の保険料基準額(月額)】

東三河広域連合	県内順位	〈参考〉全 国 加重平均(6,225円) 愛知県 加重平均(5,957円)
4,930円	44保険者中40位	

(注) 東三河8市町村の保険料基準額(月額)は、令和3年度(第8期計画)から統一

イ 被保険者の状況 (令和6年3月31日現在)

	第1号被保険者数	左のうち要介護(支援)認定者数	出現率
豊橋市	97,611人	15,115人	15.5%
豊川市	49,168	8,010	16.3
蒲郡市	23,470	4,065	17.3
田原市	17,446	2,427	14.0

(出典) 東三河広域連合による報告(介護保険事業状況報告 月報(暫定版)の内数)

ウ イの要介護(支援)認定者数の介護度別内訳 (令和6年3月31日現在、単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
豊橋市	2,812	2,737	3,172	2,114	1,496	1,792	992	15,115
豊川市	1,062	1,494	1,771	1,135	958	993	597	8,010
蒲郡市	808	658	900	512	469	461	257	4,065
田原市	281	432	511	381	297	336	189	2,427

(出典) 東三河広域連合による報告(介護保険事業状況報告 月報(暫定版)の内数)

エ 介護保険施設の設置状況 (令和6年4月1日現在、単位:箇所)

	介護老人福祉施設 (地域密着型含む)	介護老人保健施設	介護医療院	計
豊橋市	21	7	2	30
豊川市	14 ※1	3	2	19
蒲郡市	8	2	0	10
田原市	5 ※2	2	0	7

※1 特別養護老人ホームちぎりのユニット型施設・多床室型施設は同一建物のため1か所で計上

※2 田原福寿園は本館と新館が別施設になっているため2か所で計上

(2) 介護員養成研修事業者指定事務

平成 25 年度から介護職員の研修課程等の見直しが行われ、基礎研修課程及び 1 級課程は介護福祉士受験資格を得る「実務者研修」に一本化されるとともに 2 級課程は「初任者研修」へ移行された。

当センターでは、このうち初任者研修事業者の指定事務を行っている。

(所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

ア 初任者研修の主な内容及び指定事業者数 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

目 的	カリキュラム	事業者数
介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 130 時間 + 修了評価 (1 時間程度の筆記試験) ・ 講義と演習を一体的に実施 	5 事業者 (内訳) 通学 4 通信 3

イ 受付件数 (令和 5 年度) (単位：件)

指定申請	計画承認申請	変更申請	変更届	実績報告
0	28	6	37	20

(3) 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議

医療福祉圏域における保健・医療・福祉に関する施策について、円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的に設置され、基幹的保健所が開催している。

当センターは、東三河南部圏域の会議の事務局構成機関となっている。

ア 会議構成員

基幹的保健所の長が、議題の内容に応じ必要と認める者を招集

イ 事務局

豊川保健所、東三河福祉相談センター

ウ 令和 5 年度の開催状況

開催月	主な内容	
令和 5 年 8 月	議 題	1. 愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案 他 1 件
	報告事項	1. 認知症疾患医療センターの指定 2. 第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定 他 2 件
令和 6 年 1 月	議 題	1. 愛知県地域保健医療計画圏域項目 (案)
	報告事項	1. 愛知県地域保健医療計画 (別表) に記載されている医療機関名の更新

4 障害者（児）福祉

障害者福祉のための法制度としては、平成 18 年 4 月施行（一部は同年 10 月施行）の障害者自立支援法により、従来は障害種別ごとに異なる法体系で提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について一元的に提供する仕組みや都道府県及び市町村が障害福祉サービスの提供等に関して障害福祉計画を定めて計画的に推進していくこと等が定められた。

その後、障害者の範囲に難病等を加える等の改正に伴い平成 25 年 4 月（一部は 26 年 4 月から）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行された。

本県では、現在、第 7 期愛知県障害福祉計画及び第 3 期愛知県障害児福祉計画（令和 6 年度から令和 8 年度）に基づいて、各種の施策が実施されている。

当センターでは、特別児童扶養手当の支給に係る事務等を実施している。

（1）特別児童扶養手当関係事務

<事業内容>

家庭において介護されている身体又は精神に障害のある児童（20 歳未満）を監護養育している者に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。（事業開始：昭和 39 年度）
（所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）

ア 支給要件

身体又は精神に重度の障害がある児童（1 級該当児）	療育（愛護）手帳 A（1～2 度）程度 ※1 身体障害者手帳 1～2 級程度
身体又は精神に中度の障害がある児童（2 級該当児）	療育（愛護）手帳 B（3 度）程度 ※2 身体障害者手帳 3～4（一部）級程度

※1 IQ35 以下程度（身体障害者手帳 1～3 級の者にあつては IQ50 以下で日常生活において常時介護を要する程度）の障害

※2 IQ50 以下で療育手帳 A に該当しない程度の障害

イ 所得制限の限度額

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
受給資格者	4,596 千円	4,976 千円	5,356 千円	5,736 千円	1 人増す毎に 380 千円加算
配偶者・扶養義務者	6,287 千円	6,536 千円	6,749 千円	6,962 千円	1 人増す毎に 213 千円加算

（注）表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額

（令和 6 年度）

1 級該当児	1 人月額 55,350 円
2 級該当児	1 人月額 36,860 円

エ 支給時期

年 3 回（4 月、8 月、11 月）

オ 費用負担割合

国 10/10

<手当受給状況>

(令和6年3月31日現在、単位：人)

区分	受給者数	受給対象障害児童数											
		身体障害児			精神障害児			重複障害児			合計		
		1級	2級	小計	1級	2級	小計	1級	2級	小計	1級	2級	計
豊橋市	747 (728)	35 (51)	44 (42)	79 (93)	289 (277)	416 (395)	705 (672)	2 (3)	0 (0)	2 (3)	326 (331)	460 (437)	786 (768)
豊川市	373 (369)	24 (20)	17 (19)	41 (39)	147 (151)	206 (197)	353 (348)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	172 (172)	223 (216)	395 (388)
蒲郡市	125 (121)	6 (8)	11 (11)	17 (19)	50 (50)	68 (60)	118 (110)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	56 (58)	79 (71)	135 (129)
田原市	87 (83)	11 (10)	9 (8)	20 (18)	41 (40)	32 (30)	73 (70)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	52 (50)	41 (38)	93 (88)
合計	1,332 (1,301)	76 (89)	81 (80)	157 (169)	527 (518)	722 (682)	1,249 (1,200)	3 (4)	0 (0)	3 (4)	606 (611)	803 (762)	1,409 (1,373)

※ () は前年同期

(2) 在宅重度障害者手当関係事務

<事業内容>

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助となるよう県単独で手当を支給し、その福祉の増進を図る。(事業開始：昭和45年度)

(所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

ア 支給要件等

(令和6年度)

支 給 要 件	手当相当額	備 考
1 種 重 度 障害者 1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ、知能指数が35以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者	年額 186,000 円 (月額 15,500 円)	特別障害者手当等受給者、施設入所者及び病院等に3月を超えて入院している者を除く。
2 種 重 度 障害者 ア 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 イ 知能指数が35以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ、知能指数が50以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者。 (65歳以上になってから新たに障害者となった者を除く)	年額 81,000 円 (月額6,750円)	

イ 所得制限の限度額 (令和6年4月1日現在)

受給資格者	3,604 千円
配偶者・扶養義務者	6,287 千円

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 支給時期

年3回(4月、8月、12月)

<手当受給状況> (令和6年4月15日現在、単位：人)

区 分	1 種	2 種	計
豊橋市	36 (35)	3,221 (3,275)	3,257 (3,310)
豊川市	18 (20)	1,514 (1,534)	1,532 (1,554)
蒲郡市	7 (6)	754 (765)	761 (771)
田原市	4 (3)	476 (470)	480 (473)
合 計	65 (64)	5,965 (6,044)	6,030 (6,108)

※ () は前年同期

(3) 心身障害者扶養共済制度関係事務

<事業内容>

障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、その保護者が死亡や重度障害となった場合に障害者に終身一定額の年金を支給する。

当センターでは、掛金の免除に関する事務のみを実施している。

(事業開始：昭和45年度) (所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

① 掛 金 保護者(加入者) 1口 9,300円～23,300円
(平成19年度以前加入者 5,600円～14,500円)

② 加入口数 2口まで

③ 給付金 (令和6年度)

年 金	保護者が死亡した場合等に支給	1口加入の場合	月額 20,000円
		2口加入の場合	月額 40,000円
弔慰金	保護者の生存中、障害者が死亡した場合等に支給(加入期間が1年以上の者)	平成19年度以前加入	30,000円～150,000円 (加入期間により異なる。)
		平成20年度以降加入	50,000円～250,000円 (加入期間により異なる。)
脱退一時金	加入者が任意で脱退したときに支給(加入期間が5年以上の者)	平成19年度以前加入	45,000円～150,000円 (加入期間により異なる。)
		平成20年度以降加入	75,000円～250,000円 (加入期間により異なる。)

④ 免除の事由等

免除の事由	免除の期間	免除の額	
		加入者が2人以上の心身障害者について加入している場合の1人を除く障害者に係る免除の額	
加入者等が生活保護世帯に属する	当該事由の発生した日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月まで	掛金等の全額	
加入者等が市町村民税を課せられていない	8月（新たに加入者等になった場合は、加入等の承認を受けた日の属する月）から翌年7月まで	掛金等の100分の70	掛金等の100分の85
加入者等が市町村民税の均等割のみを課せられている	8月（新たに加入者等になった場合は、加入等の承認を受けた日の属する月）から翌年7月まで	掛金等の100分の50	掛金等の100分の75
加入者等の所得の合算額が災害、疾病、失業等により著しく減少した	当該事由の発生した日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月まで	掛金等の100分の30	掛金等の100分の65
加入者が2人以上の心身障害者について加入している	当該事由の発生した日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月まで	/	掛金等の100分の50

注) 2以上の免除の事由に該当するときの免除の額は、最も大きい免除の額による。

(4) 東三河南部障害保健福祉圏域会議

東三河南部障害保健福祉圏域内における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うことを目的として設置している。

ア 会議の連絡調整、検討事項

- ・ 障害者相談支援体制に係る情報交換及び関係機関の連携に関すること
- ・ 障害福祉計画における圏域の障害福祉サービス見込量に対する利用実績及び基盤整備状況に関すること
- ・ 地域アドバイザーの活動への協力及び支援に関すること

イ 構成員

管内4市の障害福祉事務担当者、障害福祉施設関係者等の会議検討事項に応じてセンター長が必要と認める者

ウ 令和5年度の開催状況

開催月	主な内容	
令和6年1月	議 題	1. 第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定状況 2. グループホーム食材料費問題等への対応状況 3. 障害福祉サービス等の総量規制
	報告事項	1. 市町村の精神障害者医療費助成制度 2. あいち障害者福祉プラン2021-2026改訂の概要 3. 障害者入所施設からの移行調整に係る協議の場 4. 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組の導入

5 女性相談支援センター東三河駐在室

女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第3項に規定する「女性相談支援センター」の業務のほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の業務を行う。

県内7か所にある県福祉相談センターには女性相談支援センター駐在室が設置され、東三河福祉相談支援センター内には、東三河駐在室が設置されており、女性相談支援員が3名配置されている。

女性相談支援員は、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、電話や面接による相談を実施している。また、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ相談機関として、DV被害者の相談・支援も行う。

主訴別相談件数（令和5年度）

（単位：件）

		面接	電話	
人間関係	夫等	夫等の暴力	61	28
		酒乱・薬物		
		離婚問題	12	8
		その他		21
	子ども	子どもの暴力		
		養育不能		
		その他		2
	親族	親の暴力		1
		親族の暴力	4	1
		その他		14
		生活根拠共の交際相手（含元）の暴力		2
	交際相手	交際相手の暴力		
		同性間の交際相手の暴力		
		その他		
		家庭不和		
	その他の者の暴力			
	男女問題			
その他	1	56		
計	78	133		

		面接	電話
住居問題			
帰住先無し			
経済関係	生活困窮		
	借金・サラ金		
	求職		
医療関係	その他		
	病気		
	精神的問題		8
	妊娠出産		
その他		1	
不純異性交遊			
売春強要			
ヒモ・暴力団関係			
5条関係			
人身取引			
ストーカー			1
計		0	10

総計		面接	電話
		78	143

第3 児童育成課の事業

1 児童相談所部門の概要

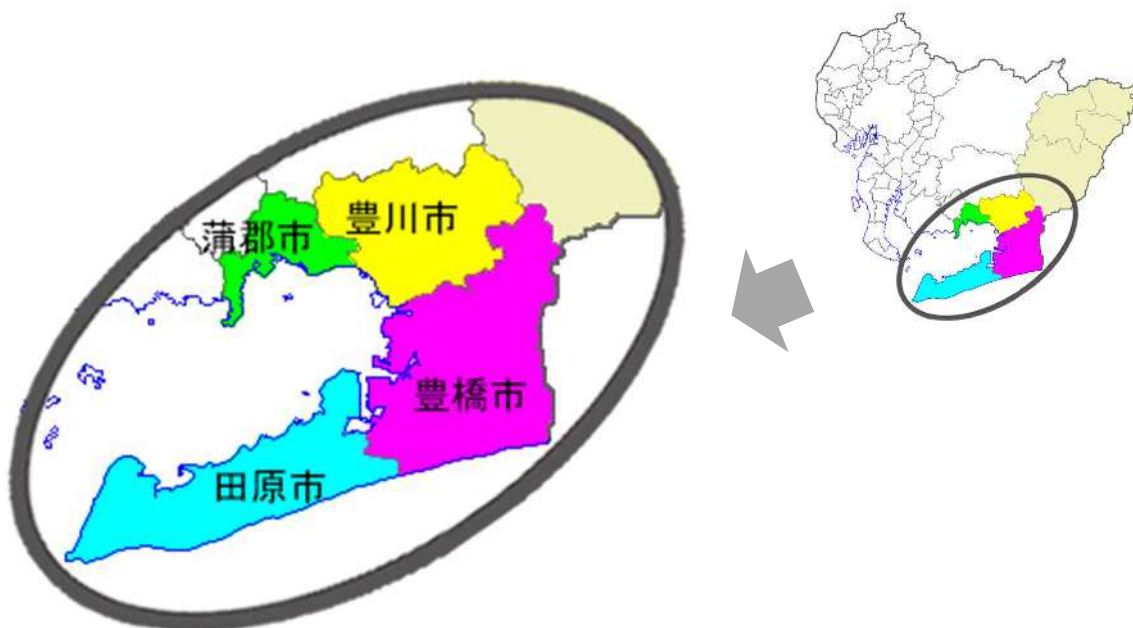
当センターでは、東三河南部4市を所管する児童相談所業務を行っている。

(1) 名称

愛知県東三河児童・障害者相談センター

(2) 所管区域

所管区域は東三河南部の4市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）である。



(3) 職員

児童相談所部門の職員数は次の表のとおりである。

職種	人数(人)
センター長	1
医師（嘱託医）	1
スーパーバイザー	5
保健師	1
児童福祉司	19
児童福祉司（育児短時間代替）	1
児童心理司	13
警察OB（非常勤）	1
児童移送担当	1
その他	1

職員数は令和6年4月1日現在

※庶務は、地域福祉課が所掌

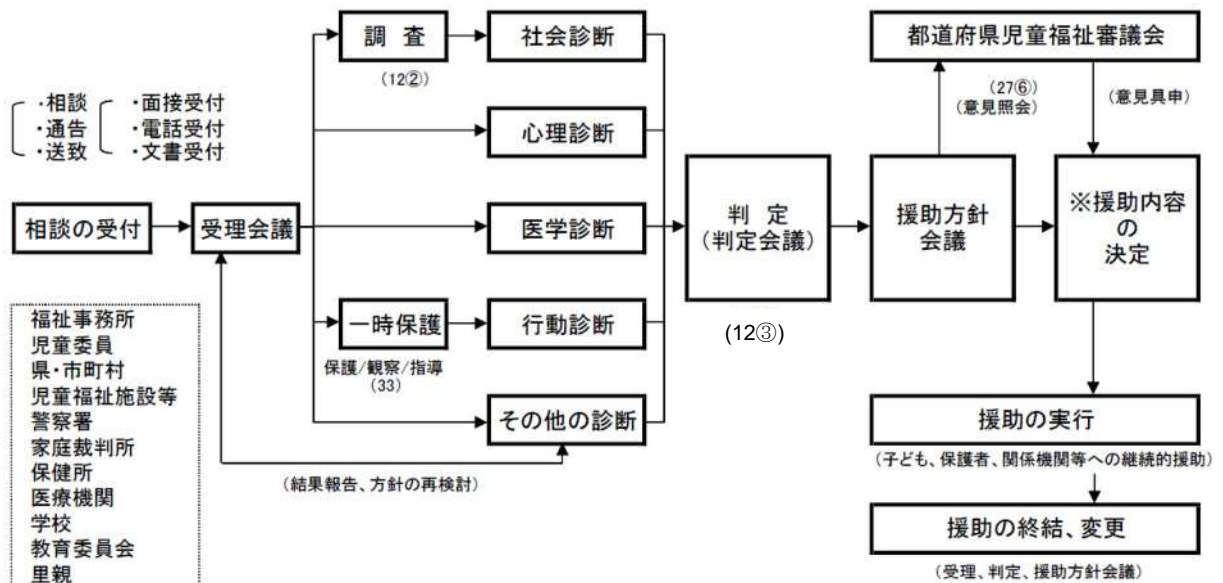
2 業務の概要

(1) 業務内容

児童福祉法に規定される「児童相談所」として、主として、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づく以下の業務を行っている。

- ア 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- イ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ウ 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- エ 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- オ 子どもの一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- カ 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- キ 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- ク 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- ケ 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 業務系統図



※援助内容

1 在宅指導

(1) 措置によらない指導 (12③)

- ア 助言指導
- イ 継続指導
- ウ 他機関あっせん

(2) 措置による指導

- ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)
- カ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)

(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)

2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)

指定発達支援医療機関委託 (27②)

3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)

4 児童自立生活援助の措置 (33の6①)

5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)

福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の2、63の3)

都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ)

6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)

7 家庭裁判所への家事審判の申立て

- ア 施設入所の承認 (28①②)
- イ 引き続いての一時保護にかかる承認 (33⑭)
- ウ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の4①)
- エ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
- オ 後見人選任の請求 (33の8)
- カ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項)

3 業務の実績

(1) 相談・指導等の状況

ア 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のと通りの相談種別に分けている。

相談種別		内容
養護 相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。（「児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう」（児童虐待防止法第2条）） (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障害 相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
非行 相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から同法同条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
育成 相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上のいずれにも該当しない相談。

イ 相談種類別受付件数

令和5年度の相談種類別・年齢別の相談受付件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	養 護		保健相談	障 害						非 行		育 成			その他の相談	計	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			育児・しつけ相談
0歳	47	29												2		78	
1歳	45	17					2	9								73	
2歳	31	23	1				2	11								68	
3歳	50	33					3	69	2					4	1	162	
4歳	61	15					1	38	5							120	
5歳	43	22					3	84	3						5	160	
6歳	51	17		4				56	6			1		2	2	142	
7歳	45	13		1			4	74	11			1		5		155	
8歳	55	14					2	38	4			1		2		116	
9歳	40	11		1				39	4		1	3		3		102	
10歳	40	15		3			3	62	7			4		6		140	
11歳	30	14		1			3	54	5		1	2		4		114	
12歳	49	27		2				33	7	1	3	4		3		129	
13歳	54	26		1			2	74	3	2	20	5		6		193	
14歳	34	31		1				53	2	7	8	6		1		143	
15歳	46	37					1	42	2	4		2				134	
16歳	29	29					3	61	1			3	1			127	
17歳	33	27						64	1			1				126	
18歳以上	2	2						4								9	
計	788	402	1	14	0	0	29	865	63	14	33	33	1	32	13	3	2,291
豊橋市	424	195		10			13	469	34	14	17	15	1	12	6	1	1,211
豊川市	218	110	1	3			6	242	20		10	10		13	5	1	639
蒲郡市	80	38		1			5	92	4		3	3		4	1		231
田原市	57	39					5	60	3		3	3		3			173
管外	9	20						2	2			2			1	1	37

ウ 相談種類別対応件数

令和5年度の相談種類別対応件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

		面接指導			児童福祉司・児童委員指導	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致※	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん										
養護	児童虐待相談	681	34	4	7	28		14		4			2	774
	その他の相談	315	34	11		5		24		9			3	401
保健	相談	1												1
障害	肢体不自由相談	2										12		14
	視聴覚障害相談													0
	言語発達障害等相談													0
	重症心身障害相談	23										6		29
	知的障害相談	842	1					2					1	846
	発達障害相談	58	1	1										60
非行	ぐ犯行為等相談	11	1	3			11	2						15
	触法行為等相談	10	1		5			2						29
育成	性格行動相談	25	5	1										33
	不登校相談	1												1
	適性相談	32												32
	育児・しつけ相談	12												12
その他の相談		2												3
計		2,015	77	21	12	33	11	44	0	13	0	18	6	2,250

※ 児童福祉法第27条第1項第4号によるもの

(注)受付から対応の間に年度をまたぐ場合や1件の相談受付に対して複数の対応を採る場合等があるため、受付件数と対応件数は必ずしも一致しない。

エ 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

令和5年度に行った調査・診断等の件数は次の表のとおりである。

なお、計のうち22,031件が児童虐待相談に係るものである。

(単位：件)

調査・社会診断指導			医学的 診断指導	心理診断指導					心理療法 ・カウンセ リング等	計
児童	保護者	その他		知能 検査	発達 検査	人格 検査	その 他の 検査	面接・観 察・指導		
3,434	10,334	27,927	148	823	128	62	0	2,358	178	45,392

(2) 養護相談の状況

令和5年度に対応（前記3(1)ウ）した養護相談の理由別件数及び虐待相談の状況は次の表のとおりである。

ア 理由別対応件数

(単位：件)

	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	2	1	1		14	8	12	38
里親委託					4	7	2	13
面接指導	7	1	3	13	719	318	18	1,079
その他				1	37	6	1	45
計	9	2	4	14	774	339	33	1,175

イ 虐待相談の状況

アの虐待相談の状況は以下の表のとおりである。

(ア) 相談経路・虐待の種類

(単位：件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
縣市町村	児童相談所	1	3	9	5	18
	福祉事務所	13	1	6	2	22
	保健センター	1		2	2	5
	その他	1	1	3	2	7
保育所						0
児童福祉施設・指定医療機関		3			1	4
警察等		86	7	372	34	499
家庭裁判所						0
保健所・医療機関	保健所					0
	医療機関	3		1	5	9
幼稚園・学校・教育委員会等		16		13	5	34
児童委員						0
家族	虐待者本人	16		22	2	40
	虐待者以外	6		15	7	28
親戚		6		2	4	12
近隣・知人		16	1	33	28	78
児童本人		4		9	2	15
その他		2		1		3
計		174	13	488	99	774

(イ) 被虐待児の年齢・虐待の種類

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	8		99	12	119
3歳以上就学前	31		144	32	207
小学生	69	5	147	35	256
中学生	41	4	70	12	127
高校生その他	25	4	28	8	65
計	174	13	488	99	774

(ウ) 児童虐待防止法関係

令和5年度中に児童虐待防止法の規定による出頭要求、立ち入り調査、臨検・捜索を行ったケースはなかった。

ウ 虐待対応関連事業

(ア) 虐待等児童家庭問題関係機関連絡調整会議

かつてはあらゆる児童相談を児童相談所が対応することとされていたが、児相虐待相談の急増等を背景とした児童福祉法改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として明確化され、市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置されている。

当センターにおいては、市相互間の連絡調整及び児童虐待等の発見から親子再統合などに関する解決困難な児童家庭問題に、迅速かつ組織対応ができる地域体制作りの支援を目的として管内の関係機関（35機関）を構成員とする「虐待等児童家庭問題関係機関連絡調整会議」を設置している。

会議開催状況 代表者会議 令和6年2月27日

実務者会議 令和5年7月3日

(イ) 児童虐待対応弁護士、精神科医師、法医学専門医師

児童虐待の援助に当たっては、法律、医学の専門知識が必要であるため、愛知県では、児童虐待対応弁護士、児童虐待対応精神科医師、児童虐待対応法医学専門医師を設置して、援助に当たっての相談センター職員の相談や、現場での立会業務等の業務を行ってもらっている。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第 33 条に基づき行うもので、一時保護所（西三河児童・障害者相談センター・春日井児童相談センターに設置）に入所させるか、児童福祉施設、里親などに保護を委託して行う。緊急の保護や、児童の行動観察、短期治療などを目的とする。

令和 5 年度中に一時保護を開始した件数及び解除した状況は次の表のとおりである。（一時保護中に年度をまたぐ場合があるため、開始と解除の件数は一致しない。）

ア 一時保護開始件数 （単位：件）

区分	養護		障害	非行	育成	保健 その他	計
	児童虐待	その他					
一時保護所	16	16		1			33
委託保護	施設	73	74	5			152
	里親	4	13				17
	警察	1	4				5
	その他	4	22				26
計	98	129		6			233

イ 一時保護解除の状況 （単位：件、日）

区分	児童福祉施設入所	里親委託	他児相・他機関に移送	帰宅	その他	計 (件数)	保護 延日数
一時保護所	2		1	14	13	30	680
委託保護	36	6	4	95	59	200	4,557
計	38	4	5	109	72	230	5,237

(4) 児童福祉施設等への入所状況

令和 5 年度に里親等への委託・児童福祉施設等への入所（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項）、障害児入所給付費支給決定（児童福祉法第 24 条の 3 第 2 項）による入所をした人数及び年度末現在の在籍児童数は、次の表のとおりである。

（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親・ファミリーホーム	障害児入所施設		指定医療機関	計
						福祉型	医療型		
年度中入所人数	7	14	1	3	4	3	1	1	46
							12		
年度末在籍数	9	113	6	1	33	47	7	3	226
							6	1	

(注)措置等決定日と入所日の年度が異なることがあるため、1(3)の対応決定件数とは一致しない。
障害児入所施設、指定医療機関については、上段は入所措置、下段は入所給付決定。

(5) 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい知識をもった家庭的な養育により健全に育てることを目的として、里親、ファミリーホームへの委託が推進されている。

ア 里親への委託状況

児童を里親へ委託した状況

(単位：人)

	令和5年度 新規委託児童数	年度末現在 委託中児童数
養育里親	2	19
専門里親	1	2
親族里親	3	5
養子縁組里親	7	7
計	13	33

養育里親・・・家庭に戻るまで、又は原則として18歳に達するまで養育
 専門里親・・・虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を専門的な知識等を用いて養育

親族里親・・・児童の三親等内の親族が養育

養子縁組里親・・・将来、養子縁組を前提とした児童の養育

レスパイトケア・・・里親の一時的な休息のための支援

イ 管内里親登録状況

里親登録状況、及び、当センター管内里親の里子受託状況

(単位：人)

		令和5年度新規 認定・登録里親数	年度末現在 登録里親数	年度末現在 児童受託里親数
認定・登録里親数		6	71	28
再 掲	養育里親	5	69	17
	専門里親	0	3	3
	親族里親	1	2	5
	養子縁組里親	3	44	3

(注) 養育里親かつ養子縁組里親などの複数の区分で登録されている里親がいる。

ウ 里親への支援

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流推進（サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業の実施や、里親会の育成を図り、里親に委託可能な児童は積極的に里親委託を推進するように取り組んでいる。

エ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

児童をファミリーホームへ委託した状況

(単位：人)

	令和5年度 新規委託児童数	年度末現在 委託中児童数
ファミリーホーム	0	0

なお、当センター管内における本事業の実施はなく、他センター管内のファミリーホームへの委託もない。

(6) 療育手帳の交付状況

療育手帳は、知的障害児(者)が一貫した支援を受けられるようにすること及び各種の福祉制度手続きを円滑に行えるようにすることを目的とする障害者手帳制度で、当センターでは管内の知的障害児について交付等を行っている。

令和5年度に新規交付・再交付・再判定を行った件数及び年度末現在の管内の手帳所持児童数は次の表のとおりである。

(単位：件、人)

		A判定(重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)	計
年度中	新規交付	31	44	178	253
	再交付	2	2	12	16
	再判定	185	116	194	495
年度末現在手帳所持 児童数		577	368	941	1,886

第4 障害者相談課の事業

1 障害者更生相談所部門の概要

東三河児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、東三河部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）を管轄し、身体障害者手帳の交付（豊橋市を除く）、自立支援医療（更生医療）の要否判定、補装具の要否判定、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付などの業務を行っている。

2 業務の概要

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

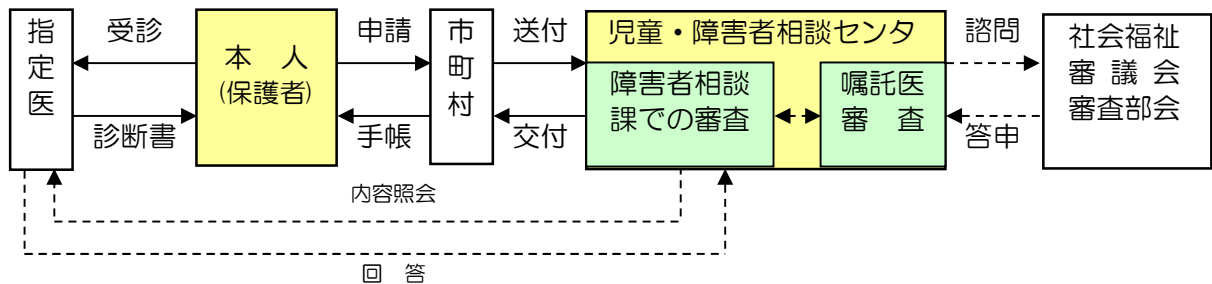
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第15条第4項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

<身体障害者福祉法別表>

- ① 視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ0.1以下のものなど
- ② 聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のものなど
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④ 肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤ 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

重度 ←————→ 軽度

種別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)	
外部 機能 障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—	
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—	
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—	
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	
	肢体 不自由	上肢・下肢機能障害		○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	—	○	—	—
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△		
内部 障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの

〔根拠法令〕障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、視覚障害者安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(4) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根拠〕愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備考
A	最重度	I Q 20 以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。 ・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
	重 度	I Q 21～35	
B	中 度	I Q 36～50	
C	軽 度	I Q 51～75	

(5) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的判定等、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠法令〕身体障害者福祉法第11条第2項、知的障害者福祉法第12条第2項

3 業務の実施状況

(1) 身体障害者手帳の新規交付件数

(単位:件、%)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比
交付件数		792	839	813	100.0
障害別 内 訳	視 覚	35	67	55	6.8
	聴覚・平衡	30	37	46	5.7
	音声・言語・そしゃく	11	12	8	1.0
	肢体不自由	237	265	267	32.8
	内部障害	479	458	437	53.8

(2) 自立支援医療(更生医療)の要否判定件数

(単位:件、%)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比		
判定件数		759	754	801	100.0		
障害別 内 訳	聴覚・平衡	0	0	0	0		
	音声・言語・そしゃく	8	8	7	0.9		
	肢体不自由	9	8	5	0.6		
	内 部 障 害	腎臓	人工透析	517	505	542	67.7
		免疫抑制等	128	145	150	18.7	
	心臓	5	4	2	0.2		
	免疫	85	77	88	11.0		
	肝臓	7	7	7	0.9		

(3) 補装具の要否判定件数(適合判定を除く)

(単位:件、%)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比
判定件数		295	282	292	100.0
種 別 内 訳	義肢(義手・義足)	41	33	37	12.7
	装 具	93	72	64	21.9
	座位保持装置	11	33	23	7.9
	補聴器	94	76	87	29.8
	車椅子・電動車椅子	54	64	77	26.4
	意思伝達装置	1	4	4	1.4
	そ の 他	1	0	0	0

(4) 療育手帳の交付件数

(単位：件、%)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比
交付件数		621	608	593	100.0
内 訳	新規交付	30	25	22	3.7
	再 交 付	54	77	59	9.9
	再 判 定	537	506	512	86.3

(5) 判定内容別件数 (令和5年度)

ア 身体障害者相談

(単位：件)

区 分	等級診断	医学判定	更生医療判定	補装具判定	計
件 数	1,296	86	801	483	2,666

イ 知的障害者相談

(単位：件)

区 分	医学的判定	心理学的判定	計
件 数	37	682	719

* 構成比の合計は、端数処理の関係で100にならない場合があります。

令和6年度 事業概要

令和6年8月発行

愛知県東三河福祉相談センター

〒440-0806 豊橋市八町通5丁目4番地

電話 0532-54-5111